

介護職場で働く シニアを応援します！



(A) 介護職資格を持つ、65歳以上の方が就職
(B) 65歳以上の方が新たに介護職資格を取得

すると **給付金交付**

給付金内容

- ① 給付対象者 給付金を申請する日において、㉑～㉗に該当する、(A)(B)いずれかの方
 - ㉑ 市内に住所を有している
 - ㉒ 市内の介護サービス事業所に勤務、かつ、3か月以上の勤務期間がある
 - ㉓ 介護職資格を取得または研修を修了している(A) 2019年4月1日以降に明石市内の介護サービス事業所に就職し、当該勤務を開始した日において満65歳以上の方
(B) 2019年4月1日以降に、初めて介護職資格を取得又は研修を修了した方
(資格取得日または研修修了日において満65歳以上であること)
- ② 給付金額 2万円
- ③ 受付開始日等 先着順で受け付け(20名)

※国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けている場合や過去にこの給付金を受けている場合は対象外となります。



「事業の内容について詳しく聞きたい」
「自分は助成・給付金の対象になるのか？」などの疑問点等があれば、遠慮なくお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

明石市福祉局施設整備・人材育成室
電話番号:078-918-5262(直通)

FAX 番号:078-918-5196

メール:shisetsujinzai@city.akashi.lg.jp